

四	三	二	一	件 平 省 ○
発 行 方 法	用 振 替 法 の 適 用	の 法 発 号 名	成 借 行 称	平 等 令 国 財 務
競 債 定 特 あ 争 争 う 札 価 振 の 以 律 社 一 法 会 一 る た 運 十 財 十 利	債 項 律 計 号 法 め 営 四 政 九 付	第 に ～ 律 の に 号 法 回 国	十 す 三 平 債 要 第 昭	平 成 令 第 三 十 年 債 の 発 告 示
争 市 め 別 つ 入 入 ～ へ 格 替 適 下 (平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号)	債 、 株 式 等 の 振 替 に 關 す る 法	二 関 第 ～ 公 必 ～ (平 成 二十 三 年 法 律 第 一百 八 十 一 号)	十 す 三 平 債 要 第 二 十 二 年)	三 十 年 六 月 ～ 第 五 条 第 一 百 八 十 一 号
入 場 る 参 て 札 札 に 以 を 機 用 「 振 替 法 」 と い う	下 競 関 を 受 け る 価 に 日 け る と い う	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
札 特 も 加 、 と 発 よ る 「 争 は 受 け る 価 に 日 け る と い う 」	株 式 等 の 振 替 に 關 す る 法	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
發 別 の 者 財 同 行 る 「 争 は 受 け る 価 に 日 け る と い う 」	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
行 参 に ご 務 時 「 発 行 格 付 本 る と い う 」	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
～ 加 よ と 大 に と 行 格 付 本 る と い う 」	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
と 者 る に 臣 行 い ～ 競 し 銀 も う	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
い ～ 発 応 が わ う 以 争 て 行 の う	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
う 第 行 募 各 れ ～ 下 入 行 と と ～	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
～ I (限 国 る 、 ～ 札 わ す し ～)	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
及 非 以 度 債 入 価 価 ～ れ る 、 の ～	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
び 価 価 ～ 額 市 札 格 格 と る ～ そ く	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号
価 格 国 を 場 で 競 競 い 入 の 定	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 律 一 十 行 源 第 二 百 八 十 八 条	～ 麻 生 太 郎	一 月 一 日 に 告 示 す る 行 十 一 号

六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国
 札格行札格第参市及入価・別債
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市
 行争額行争非者特国発競I加場

五

イ

方募

入価法入
 札格決
 発競定
 行争の

律のに八つ定う円額
 第公必億いにち面
 三債要千て基、金
 条のな二はづ財額
 第発財百、き政で
 一行源八額発法一
 項のの十面行第兆
 の特確万金し四七
 規例保円額た條千
 定にを、で利第百
 に閑図財九付一六
 基する政百国項十
 づるた運四債の四
 き法め営十に規億

込募各当も各
 み限國ての申
 の度債るか込
 応額市。らみ
 募の場その
 額範特のう
 を圃別応ち
 割内參募応
 りに加額募
 当お者を価
 ていご順格
 るてと次の
 。各の割高
 申応りい

發別にご務後格
 行參よと大に競
 「加るに臣行争
 と者發応がわ入
 い・行募各れ札
 う第へ限國るの
)。II以度債入募
 非下額市札入
 価「を場での
 格國定特あ決
 競債め別つ定
 争市る參てを
 入場も加、し
 札特の者財た

七

ハ

ロ イ
払

ハ

ロ

非者特国行争	非者特国入価込	行争	非者特国行争	非者特国
価・別債入価・別債札格	札格第参市発競金	入価・別債	入価・別債	札格第参市
格第参市競II加場	札格第参市発競I加場行争額	札格第参市	札格第参市	札格第参市
	発競II加場	発競II加場	発競I加場	発競I加場

百五十年四百四十九千九百六十六万円

八三萬一千八百四十九千九百六十六

でた条特百利第別五付一會十國項計億債のに円に規関つ定すいにるて基法、づ律額き第面發四金行十額し六

でた条特五はづ律予五額發三利第別千、き第算百面行千付一會百額發四分六金し八國項計五面行十、十額た百債のに十金し六、五で利三に規關五額た条特万一千付十つ定す万で利第別円兆國億いにる円二付一會、三債円て基法千國項計平千に、づ律三債のに成九つ額き第百に規關三百い面發四十つ定す十億て金行十五いにる年三は額し六億て基法度千、

十
十
三
二

十
十
口
イ
一
發

九
八
振
額
最
低
行
争
替
額
入
單
面
札
位
金
發

初利入価・別債行争非者特国入価發
期札格第参市及入価・別債札格行行
利發競Ⅱ加場び札格第参市發競価
子率行争非者特国發競I加場行争格日

額
金
額
期及翌行を、三。
×日び當休支次十一
100.1に第業業払の年パ
×1つ十日日う算十
×い五にに。式二セ
て号支当たに月ン
同に払ただよ一ト
じおうるしり日
。いへと、算を
。て以き支出支
規下は払し払
定、期た期

錢額錢額平す額の振五
六面以面成るの記替万
厘金上金三。整載法円
額の額十数又の
百そ百 年倍は規
円れ円 六の記定
にぞに 月金録に
つれつ 一額はよ
きのき 日に、る
百応百 よ最振
円募円 る低替
四価四 も額口
十格十 の面座
九九 と金簿

十 十 十 十
九 八 六 五

払	者	入	払	元	償	償	後	第
込		札	場	利	還	還	の	二
期		參	所	金	金	期	利	期
日		加		支	額	限	子	以

毎年六月一日及び十二月一日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
額面金額百円につき百円
日本銀行
平成三十二年六月一日
財務大臣から通知を受けた者
平成三十年六月一日